

## 平成30年春季火災予防運動に伴う住宅防火診断

守口消防署では平成30年春季火災予防運動（3月1日～3月7日）の一環として、2月28日（水）から3月2日（金）までの3日間、守口市消防団と合同で住宅防火診断を実施しました。

平成18年の消防法改正に伴う住宅用火災警報器の設置義務化から10年以上が経過し、電子部品の寿命や電池切れなどにより、火災を感知しなくなる可能性があるため、交換時期に近づいていることの説明等、約1,000世帯に対し、住宅防火対策の啓発活動を行いました。

